

けんろく通信

兼六法律事務所
〒920-0932
金沢市小将町3番8号
TEL 076-232-0130
FAX 076-232-0129
URL:<http://kenroku.net/>
平成20年12月 第7号



目 次

● 近況報告	2~3	● お客様の声	4
● 新人紹介	2	● 暮らしに役立つ豆知識	4
● コラム	3	● 編集後記	4

近況報告

弁護士 小堀 秀行



弁護士の業界は、これまで次のような規制がありました。

①法律問題は弁護士しか扱ってはならない（独占事業）。

②弁護士になるための司法試験は合格者が年間500名程度（参入規制）。

③弁護士会が報酬規程を定

める（価格カルテル）。

④弁護士は広告をしてはならない（広告禁止）。このような規制の結果、弁護士の業界はあまり競争がありませんでした。

ところがこの業界が今、大変革の中にあります。まず一番目には、独占事業が崩れています。司法書士が簡易裁判所の裁判について代理人となれるようになりました。また弁理士、税理士、社会保険労務

士などにも権限が拡大されようとしています。二番目に、今はロースクールが各地にでき、年間約2,000名から3,000名の合格者が出てきます。巷に弁護士があふれ、弁護士になったけれども就職がないという時代になっています。三番目に、弁護士会の報酬規程が撤廃されました。ですから現在では報酬はまったく自由となっています。四番目には、広告が自由化されました。金沢ではまだ弁護士の広告は多くありませんが、東京に行きますと電車に弁護士の広告が貼ってあります。

競争のない時代から一気に競争社会に突入しているのが弁護士の業界です。我々も安穏としてはれません。

市民は弁護士に何を求めているのか。我々は求められているものを正確に知り、誠実に提供していくことが必要です。皆様のご鞭撻をお願いいたします。



弁護士 二木 克明



『健康保険（医療保険）制度の行く末は？』

年金問題に端を発する社会保険庁解体、という政治的動きの中で、健康保険（医療保険）制度改革が進んでいます。社会保険庁の管轄下にあった年金と健康保険の事業のうち、

健康保険事業が、10月1日に全国健康保険協会に移管されました。

健康保険事業の最近の収支を見ると、平成10年度から平成14年度は毎年赤字を計上し、同年度末には事業運営安定資金が底をついてマイナスになる、という事態に至ってきました。医療保険財政は危機的状況にあったのです。

その後、小泉改革の一環で、サラリーマンの医療費自己負担額が2割から3割にアップされたことなどから（平成15年4月）、平成15年からは収支が黒字になり、一息ついていました。ところが、平

成19年度はまた赤字に転落してしまい、依然として赤字体質に変わりはないようです。

このような中で、医療保険の民営化が実現した訳ですが、これによって本当に医療保険の収支が改善されるのか、医療保険のサービスは向上するのか、注目されるところです。

現実を見ると、これまで県内各地の社会保険事務所で手続ができたのに、今後は、県内では金沢市内の1箇所にしか事務所がありません。当面は、従来の社会保険事務所に窓口は置かれることになっているとは言え、いずれはこの窓口は廃止されるはずです。また、金沢の事務所には駐車場もない、という現実があります。

私が接する担当職員の方々も、皆さん一様に浮かぬ顔に見えます。制度改革の荒波にもまれながらも、何とか溺れずに乗り切ろうとしているその渦中にあるのだと推察されます。

民営化は是か非か。今後の実績から明らかになることでしょう。

弁護士 浮田 美穂



私は、今年の6月から1年間、中部弁護士連合会子どもの権利に関する委員会の副委員長をすることになりました。

委員会での一番の話題は、今年の6月18日に少年法が改正されたことです。

これまで、家庭裁判所で行われる少年の審判は非公開でしたが、人を死傷させた一定の重大な犯罪事件について、少年が12歳未満の場合を除いて、被害者や遺族が少年審判を傍聴することができるようになり、12月15日から施行されます。

被害者や遺族が少年審判を傍聴することになった場合、少年が委縮し、裁判官に素直に話ができないのではないか、表現方法が未熟な少年が被害者をさらに傷つけるような発言をするのではないかが危惧されます。

先日、警察庁のホームページに、少年事件の件数についてのデータが掲載されていました。

それによると、平成19年の石川県の刑法犯少年数は755人で、全国で12番目に少ないものでした。

因みに、お隣の富山県は646人で全国8位、福井県は533人で、全国5位です。

石川県の、平成19年の業務上過失致死傷事件の件数は分かりませんが、少年による殺人事件は0件でしたが、傷害事件は35件ありました。

この内、どれだけが傍聴の対象になるのかは分かりませんが、少年にとっても、被害者にとってもよい審判が実現できるよう、今後の運用において、工夫をしていきたいと思います。

事務局 小山内俊平

今年8月に娘が生まれました。たくさんの方々や家族の支えがあって、一日一日と、すくすく元気にそだっています。それを見ていて思うことは、自分自身も同じように、これまでずっと、周りの多くの人達や家族に助けられ、支えられて、生きてきたのだということです。そのようなたくさんのことに、感謝する気持ちを忘れずに生きていけたら、ほんとうに幸せなことだなあ、と最近思っています。

そう思いながらも実際は、慌ただしいときや困難なことに直面すると、自分のことばかりになって、周りに目が向かなくなってしまう私ですが、毎日の業務の中で、社会に貢献していくような人間に、少しずつでも成長していけたら…と思っています。

最新判例

▶ 1 事業の概要

法律上の婚姻関係にない日本国民である父とフィリピン共和国籍を有する母との間に日本において出生した人たちが、出生後、父から認知を受けたことを理由に、国籍取得届を提出したところ、日本国籍を取得できないとされた。

そこで、それらの人たちが、日本国籍を有することの確認を求めた事案である。

▶ 2 問題点

国籍法3条1項は、日本国民である父の非嫡出子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した者に限り日本国籍の取得を認めている。

これは、憲法14条1項の定める法の下の平等に反しないか。

▶ 1 判旨

(1) 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母と

弁護士 森岡 真一



私が担当した事件のことが、平成20年8月29日の読売新聞の全国版の記事に載りました。

これは、「公判前整理手続」というものに関する記事なのですが、「公判前整理手続」という制度は、約3年前に始まったものです。

平成21年5月からは裁判員制度が施行されることになっていますが、この他にも、最近、法律がめまぐるしく変わっており、新しい制度が次々と出来てきてあります。

読売新聞の記事にある「公判前整理手続」についても、新しい制度であるため、十分な知識がある弁護士は多くありません。不断の勉強を続けなければ、法的知識が陳腐化しちちまち時代遅れの弁護士になってしまいます。

法律という武器を使いこなし、依頼者に安心と満足をお届けできるかどうかは、常日頃の研鑽にかかっていることを肝に銘じ、日々の業務に取り組みたいと思っています。



の間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めていることにより国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、遅くとも平成17年当時において、憲法14条1項に違反する。

(2) 日本国である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子は、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分を除いた国籍法3条1項所定の国籍取得の要件が満たされるときは、日本国籍を取得する。

▶ 4 参考

本件では、国籍法3条1項が憲法14条1項に違反しないという反対意見や、国籍法3条1項は憲法14条1項に違反するけれども、裁判によって国籍を付与することは、裁判所が立法することと同じになり妥当ではないという反対意見が出されています。

違憲判決が出されることは珍しく、いろいろな考え方のあるところで、取り上げてみました。

コラム

「怒りの原因」

弁護士のところへ相談に訪れる人で、非常に腹を立てている人があります。金を貸した相手が破産したという人、突然、会社を解雇された人、必ず儲かるからと言われて金を出したが相手が行方不明になったという人、人前で侮辱することを言われたという人、夜間の道路工事が続いている寝られないという人などです。

話を聞いているうちに次第に声が大きくなってきて、私が怒られているような感じを受けることもあります。

なぜ、そんなに腹を立てなければならないのか、第三者として眺めてみると、その人が満たそうとしていた欲が誰かに邪魔されたということが原因のようです。

人間には金がほしいという欲があります。金を貸した相手が破産してしまうと、金が返ってくることはほぼ不可能です。会社を解雇されたならば、給料がなくなります。悪徳商法に騙されると被害も数百円から数千万円にのぼります。このように金や財産に対する欲が他人に邪魔されると腹がたつのです。

また、人から誉められたいという欲があります。人前で侮辱されたり、恥をかかされると、この欲が妨げられますので、腹がたつのです。

ゆっくり寝てありたいという欲もあります。その睡眠を妨害する者があると、腹が立つのです。

そういう目で、腹を立てている人を観察してみましょう。なぜ、この人はこんなに腹を立てているのだろうかと考えると、「なるほど、こういう欲が妨げられたのだな」と分かってきます。

次に、自分も見つめてみましょう。腹が立った時に、「なぜ、こんなに腹がたっているのだろうか。いったいどんな欲が妨げられたのか」と考えてみると、腹を立てるのが馬鹿らしくなります。

お客様の声

アンケートより

- 「その節は有難うございました。現在、娘と穏やかな生活を送るのは先生のおかげです。」
- 「大変親切に答えていただきました。」

編集後記

吐く息が白くなってしまった。事務所の周りには融雪設備が調えられ、冬の訪れを予感させます。
雪が待ち遠しいですね。

No.7

暮らしに役立つ

豆知識



遺言

ろく美：おばあちゃんが、遺言書を作ろうとしているよ。
けん爺：まだ元気なのに、おかしいよね。
けん爺：そんなことはないぞ。たとえ元気でも、人間、いつ死ぬかは分からぬ。残された子ども達のために、元気な時に遺言書を書いておくことは、とても大切なことなのじゃ。

ろく美：そうかなあ。

けん爺：民法で法定相続分というもの
は決まっているが、遺言書が
なければ、貯金や不動産など
の遺産をどのように分けるか
は、基本的に、相続人の協議で決まる事になる。
話し合いがまとまればよいが、それまで仲のよかつた兄弟が、遺産分割をめぐって、骨肉の争いになることも少なくないのじゃ。

遺産分割



ろく美：そうなのか。

けん爺：遺言書を書いておけば、そのような遺産争いを防ぐ
ことができるのじゃ。

ろく美：おばあちゃんは、便せんに遺言を書こうとしていた
みたいだけど、そんな紙に書いてもいいの？

けん爺：便せんに書いたら無効になるということはない。
ただ、遺言には、いろいろな決まりがあって、その
決まりに違反していれば無効になってしまうことがある。

ろく美：どういうのが無効になるの？

けん爺：例えば、遺言書は作成した日が明確でないといけないので、「10月吉日」と書いたら、無効じゃ。その他にも、印鑑を押さないといけないとか、ワープロで書いたらだめとか、いろいろな決まりがあるのじゃ。

ろく美：せっかく遺言書を作っても無効になら、困るよね。安全な遺言書を作る方法はないの？

けん爺：それなら、公証役場で『公正証書』をつくってもらえば安心じゃ。「公証人」という法律の専門家が関わるので、内容を確認してもらえるし、後日、遺言の有効性が問題になることもほとんどない。少しお金はかかるが、この公正証書遺言を利用するのもいいと思うぞ。

ろく美：遺言書を作るのは、子ども達に対する思いやりなのね。じゃあ、けん爺も遺言書を作ったの？

けん爺：何を言うか！ フシはまだ
まだ元気じゃから遺言書
など作ってあらん。

ろく美：さっきと言っていることが違うけど…。

